

グループ概要

信託の歴史と当グループの歩み



現在の日本の信託制度は、英国で生まれ、米国で発展した制度が明治時代後半に導入されてきたものといわれています。日本の法律では1900年に日本興業銀行法にて、初めて「信託」という言葉が登場しました。

貸付信託とは、受託者が多数の委託者から金銭を集め、主として貸付や手形割引の方法で企業に長期資金として供給し、そこから得られた利益を受益者に分配するものです。第二次世界大戦後、産業界の設備投資資金の不足を賅い、産業界の復興の原動力となりました。

年金信託とは、企業(団体)からその従業員の退職年金給付にあてる資金の管理、運用を目的として受託者が引き受けるものです。信託により年金資産を企業の信用力から切り離して管理することが可能になり、従業員が安心して働くことができるような福利厚生制度を実現しました。

当グループは1924年の設立以来、信託の受託者精神に立脚し、その時代に合ったさまざまなサービスを生み出し、『信託の発展』とともに成長してきました。現在、業界全体の信託財産は1,200兆円を超える水準まで成長しています。当グループは、本邦最大かつ最高のステータスを誇る専門信託銀行グループとしてさらに飛躍していきます。

■信託財産受託残高*

出典：信託協会統計資料：全国信託財産調データ
 ※国内で信託業務を営む金融機関等の計数の集計

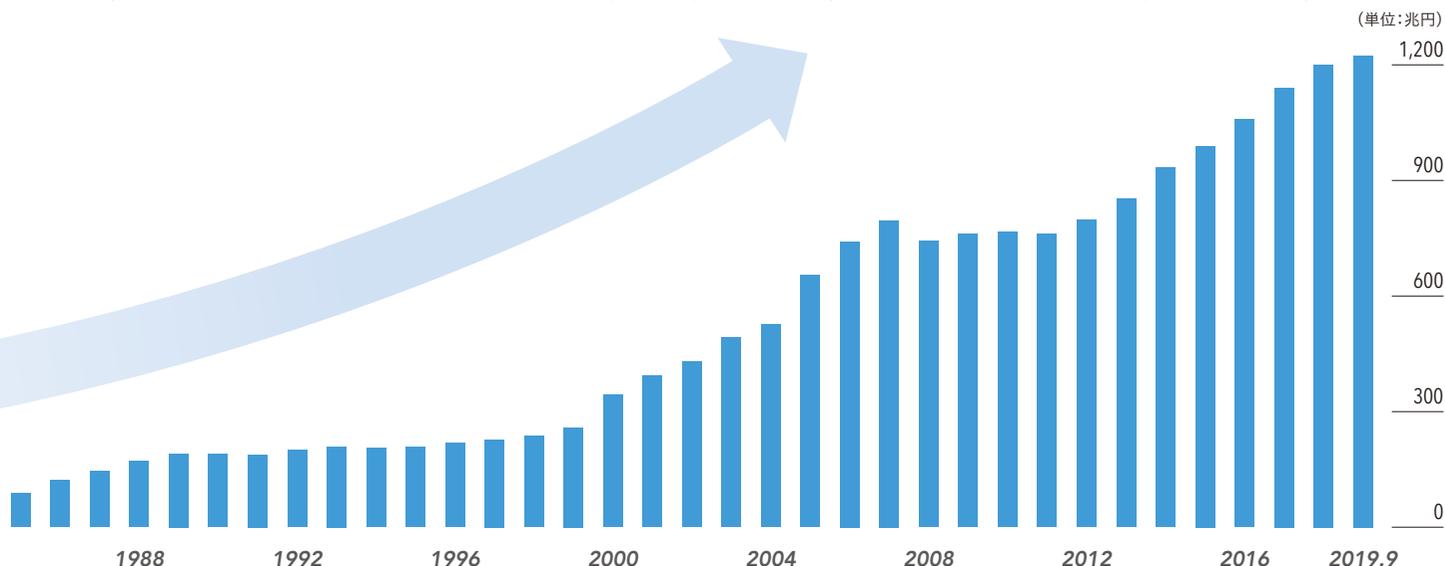




土地信託とは、土地所有者が、土地の管理・運用を受託者に委託し、受託者がビルなどを建て、不動産賃貸料などの収益を受託者に分配するものです。バブル経済により、土地価格の高騰が社会問題になった際、売買を伴うことなく都市開発を進める手段として利用されました。

流動化信託とは、企業が金銭債権・動産・不動産などの資産を受託者に信託し、当該資産から生じるキャッシュフローを引き当てとする受益権を投資家に譲渡することで、資金調達を行うものです。企業の信用力に拠らない資金調達が可能になることから、バブル崩壊後の資金調達手段として活用されました。

社会・経済情勢や財産管理方法の変化に的確に対応するため、信託法、信託業法の抜本的な見直しが行われました。新しい信託の種類が創設され、信託はさらに広がりを見せています。長寿化の進展により、個人のお客さまの財産管理・承継ニーズが高まり、それに対応するようなサービスも開発されています。



2012年

- ・三井住友信託銀行発足
(中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行が合併)
- ・三井住友トラスト・アセットマネジメント発足
(中央三井アセットマネジメント、住信アセットマネジメントが合併)

2020年

- ・UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザー設立
- ・**中期経営計画(2020~2022年度)スタート**

2017年

- ・指名委員会等設置会社へ移行

2018年

- ・三井住友信託銀行の資産運用機能と三井住友トラスト・アセットマネジメントを統合
- ・完全親会社JTCホールディングスを設立し、日本トラスティ・サービス信託銀行と資産管理サービス信託銀行が経営統合